

IV 都道府県における文化的景観保護

1 都道府県文化財保護条例における文化的景観の位置づけ (平成 25 年 3 月現在)

		制定 年月日	文化財保護法上の文化財					文化的景観に 関する規定 の導入年		
			有形 文化財	無形 文化財	民俗 文化財	記念物	文化的 景観	伝統的 建造物群	保存技術	
北海道	北海道文化財保護条例	昭和 30.11.30	○	○	○	○	-	-	-	
青森県	青森県文化財保護条例	昭和 50.12.22	○	○	○	○	-	-	○	
岩手県	岩手県文化財保護条例	昭和 51. 3.26	○	○	○	○	-	-	○	
宮城県	文化財保護条例	昭和 50.12.25	○	○	○	○	○	-	○	平成 17 年
秋田県	秋田県文化財保護条例	昭和 50.12.22	○	○	○	○	-	-	○	
山形県	山形県文化財保護条例	昭和 30. 8. 1	○	○	○	○	○	-	-	平成 17 年
福島県	福島県文化財保護条例	昭和 45. 7.21	○	○	○	○	-	-	○	
茨城県	茨城県文化財保護条例	昭和 51. 4. 1	○	○	○	○	-	-	○	
栃木県	栃木県文化財保護条例	昭和 38. 7. 6	○	○	○	○	-	○	○	
群馬県	群馬県文化財保護条例	昭和 51.10.25	○	○	○	○	-	-	○	
埼玉県	埼玉県文化財保護条例	昭和 30.10. 1	○	○	○	○	○*	-	○	平成 16 年
千葉県	千葉県文化財保護条例	昭和 30. 3.29	○	○	○	○	-	-	○	
東京都	東京都文化財保護条例	昭和 51. 3.31	○	○	○	○	-	-	○	
神奈川県	神奈川県文化財保護条例	昭和 30. 4. 1	○	○	○	○	-	-	○	
新潟県	新潟県文化財保護条例	昭和 48. 3.29	○	○	○	○	-	-	○	
富山県	富山県文化財保護条例	昭和 38. 3.25	○	○	○	○	-	-	-	
石川県	石川県文化財保護条例	昭和 32. 9. 1	○	○	○	○	-	-	-	
福井県	福井県文化財保護条例	昭和 34. 7.31	○	○	○	○	-	-	○	
山梨県	山梨県文化財保護条例	昭和 31. 4. 9	○	○	○	○	○	○	○	平成 17 年
長野県	文化財保護条例	昭和 50.12.25	○	○	○	○	-	-	○	
岐阜県	岐阜県文化財保護条例	昭和 29. 9. 8	○	○	○	○	-	-	-	
静岡県	静岡県文化財保護条例	昭和 36. 3.28	○	○	○	○	-	-	○	
愛知県	愛知県文化財保護条例	昭和 30. 4. 1	○	○	○	○	-	-	○	
三重県	三重県文化財保護条例	昭和 32.12.28	○	○	○	○	-	-	○	
滋賀県	滋賀県文化財保護条例	昭和 31.12.25	○	○	○	○	-	○	○	
京都府	京都府文化財保護条例	昭和 56.10.24	○	○	○	○	○	-	○	平成 19 年
大阪府	大阪府文化財保護条例	昭和 44. 3.28	○	○	○	○	-	-	○	
兵庫県	兵庫県文化財保護条例	昭和 39. 4. 1	○	○	○	○	-	-	-	
奈良県	奈良県文化財保護条例	昭和 52. 3.30	○	○	○	○	-	-	○	
和歌山県	和歌山県文化財保護条例	昭和 31. 9.29	○	○	○	○	-	○	-	
鳥取県	鳥取県文化財保護条例	昭和 34.12.25	○	○	○	○	○	○	○	平成 18 年
島根県	島根県文化財保護条例	昭和 30. 3.18	○	○	○	○	-	-	○	
岡山県	岡山県文化財保護条例	昭和 50.12.24	○	○	○	○	-	-	○	
広島県	広島県文化財保護条例	昭和 51. 3.29	○	○	○	○	-	-	○	
山口県	山口県文化財保護条例	昭和 40. 3.26	○	○	○	○	-	-	○	
徳島県	文化財の保護に関する条例	昭和 32. 3.29	○	○	○	○	-	-	○	
香川県	香川県文化財保護条例	昭和 30.10. 1	○	○	○	○	-	-	○	
愛媛県	愛媛県文化財保護条例	昭和 32. 3.29	○	○	○	○	-	-	○	
高知県	高知県文化財保護条例	昭和 36. 1.10	○	○	○	○	-	-	○	
福岡県	福岡県文化財保護条例	昭和 30. 4. 1	○	○	○	○	-	-	○	
佐賀県	佐賀県文化財保護条例	昭和 51. 3.30	○	○	○	○	-	○	○	
長崎県	長崎県文化財保護条例	昭和 36. 3.30	○	○	○	○	-	-	○	
熊本県	熊本県文化財保護条例	昭和 51. 3.30	○	○	○	○	-	-	○	
大分県	大分県文化財保護条例	昭和 30. 4. 1	○	○	○	○	-	-	○	
宮崎県	宮崎県文化財保護条例	昭和 31. 3.30	○	○	○	○	-	-	○	
鹿児島県	鹿児島県文化財保護条例	昭和 30.12.26	○	○	○	○	-	-	-	
沖縄県	沖縄県文化財保護条例	昭和 47. 5.15	○	○	○	○	-	-	○	

*文化財種別のひとつとして文化的景観が定められているが、保護措置に関する規定はなされていない。

2 都道府県文化財保護条例における文化的景観関係条文（抄）

（宮城県）文化財保護条例

昭和50年12月25日 宮城県条例第49号
改正：平成12年3月28日、平成17年3月25日

第1章 総則

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

第2章 有形文化財

（指定）

第3条 教育委員会は、有形文化財のうち重要なものを宮城県指定有形文化財に指定することができる。

- 二 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者及び権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

- 三 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

- 四 第1項の指定は、告示をもつて行い、当該告示があつた日からその効力を生ずる。

第7章 文化的景観

（選定）

第38条 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち重要なものを宮城県選定文化的景観（以下「選定文化的景観」という。）として選定することができる。

- 二 前項の選定には、第3条第2項から第4項までの規定を準用する。

（解除）

第39条 教育委員会は、選定文化的景観が選定文化的景観としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 二 前項の選定の解除には、第3条第3項及び第4項の規定を準用する。

- 三 選定文化的景観について法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定があつたとき、又は選定文化的景観の全部が滅失したときは、当該選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

（滅失又はき損）

第40条 選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理に関する勧告）

第41条 教育委員会は、管理が適当でないため選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

（現状変更等の届出等）

第42条 選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

- 二 教育委員会は、選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（現状等の報告）

第43条 教育委員会は、必要があると認めるとき

は、所有者等に対し、選定文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

山形県文化財保護条例

昭和 30 年 8 月 1 日山形県条例第 27 号
改正：昭和 41 年 10 月 8 日、昭和 51 年 3 月 31 日、平成 17 年 3 月 22 日、平成 19 年 12 月 21 日

第 1 章 総則

(定義)

第 2 条 この条例で「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる有形文化財（以下「有形文化財」という。）、同項第 2 号に掲げる無形文化財（以下「無形文化財」という。）、同項第 3 号に掲げる民俗文化財（以下「民俗文化財」という。）、同項第 4 号に掲げる記念物（以下「記念物」という。）及び同項第 5 号に掲げる文化的景観（以下「文化的景観」という。）をいう。

第 2 章 県指定有形文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

二 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。

三 第 1 項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

四 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。

五 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第 5 条 教育委員会は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

二 前項の規定による指定の解除には、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

三 県指定有形文化財について法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

四 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

五 第 2 項で準用する前条第 3 項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理又は修理の補助)

第 10 条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部を充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

第 5 章の 2 県選定文化的景観

(選定)

第 36 条の 2 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域又は同法第 61 条第 1 項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第 134 条第 1 項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）であつて、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているものうち県にとって重要なものを山形県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第 4 条第 3 項及び

第4項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「占有者」とあるのは、「占有者並びに第36条の2第1項に規定する申出を行った市町村」と読み替えるものとする。

(解除)

第36条の2の2 教育委員会は、県選定文化的景観が県選定文化的景観としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

二 前項の規定による選定の解除には、前条第2項の規定を準用する。

三 県選定文化的景観について法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定があつたときは、当該県選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

四 前項の規定による選定の解除には、第5条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「の所有者及び権原に基づく占有者」とあるのは、「について第36条の2第1項に規定する申出を行った市町村」と読み替えるものとする。

(滅失又はき損)

第36条の2の3 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(管理、修理等の補助)

第36条の2の4 県は、県選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

二 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(管理に関する勧告)

第36条の2の5 教育委員会は、管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

二 教育委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的

景観について第36条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

(現状変更等の届出等)

第36条の2の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

二 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

三 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第1項の規定による届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(現状等の報告)

第36条の2の7 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、県選定文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

埼玉県文化財保護条例

昭和30年10月1日 埼玉県条例第46号
改正：昭和36年4月1日、昭和50年12月25日、平成16年12月21日

第1章 総則

(定義)

第2条 この条例で、「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

山梨県文化財保護条例

昭和31年4月9日 山梨県条例第29号

改正：昭和34年10月27日、昭和35年7月25日、昭和40年3月31日、昭和51年3月27日、平成4年3月24日、平成11年12月21日、平成17年3月28日

第1章 総則

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

第2章 県指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山梨県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 二 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 三 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ山梨県文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 四 第1項の規定による指定は、その旨を県公報に告示するとともに当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 五 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示のあつた日からその効力を生ずる。
- 六 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 二 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第五項までの規定を準用する。
- 三 県指定有形文化財について法第27条第1項の

規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

- 四 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

- 五 第2項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、知事は、その経費の一部に充てさせるため当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 二 前項の規定により補助金を交付する場合には、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示し、教育委員会は、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至つたときは、知事は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 管理又は修理に関し条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- 二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- 三 前条第2項の補助の条件に従わなかつたとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 県が管理又は修理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時の所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該

補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

- 二 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分のあるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 三 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、知事は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

（調査）

- 第 18 条** 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき、報告を求めることができる。

第 7 章 県選定文化的景観

（選定）

- 第 37 条** 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域又は同法第 61 条第 1 項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第 134 条第 1 項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）であつて、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとって特に重要なものを山梨県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

- 二 前項の規定による選定には、第 4 条第 3 項から第 6 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 4 項中「所有者及び権原に基づく占有者」及び同条第 6 項中「所有者」とあるのは、「申出に係る市町村」と読み替えるものとする。

（解除）

- 第 38 条** 県選定文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会

は、その選定を解除することができる。

- 二 県選定文化的景観について法第 134 条第 1 項の規定による重要文化的景観の選定があつたときは、当該県選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。
- 三 第 1 項の規定による選定の解除には、第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定を、前項の場合には、第 5 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合において、第 5 条第 2 項で準用する第 4 条第 4 項及び第 5 条第 4 項中「所有者及び権原に基づく占有者」並びに第 5 条第 5 項中「所有者」とあるのは、「解除に係る市町村」と読み替えるものとする。

（滅失又はき損）

- 第 39 条** 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（管理に関する勧告）

- 第 40 条** 管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 二 教育委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第 37 条第 1 項に規定する申出を行つた市町村の意見を聴くものとする。
- 三 第 1 項の規定による勧告に基づいてする措置のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
- 四 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第 10 条第 2 項、第 11 条及び第 13 条の規定を準用する。

（現状変更等の届出等）

- 第 41 条** 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の 30 日前までに、教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若

しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 二 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 三 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第一項の届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(管理等に関する補助)

第42条 知事は、県選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 二 前項の規定により補助金の交付をする場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(準用規定)

第43条 第18条の規定は、県選定文化的景観について準用する。

京都府文化財保護条例

昭和56年10月24日 京都府条例第27号
改正：平成4年4月1日、平成12年3月28日、平成17年3月30日、平成19年3月16日、平成21年3月25日

第1章 総則

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第5号までに規定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び文化的景観をいう。

第2章 府指定有形文化財

(指定)

第7条 京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、府の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち府にとって重要なものを京都府指定有形文化財（以下「府指定有

形文化財」という。）に指定することができる。

- 二 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 三 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ京都府文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。
- 四 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行うものとする。
- 五 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該府指定有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。
- 六 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該府指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

第18条 府は、府指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 二 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

第10章 府選定文化的景観

(選定)

第64条 教育委員会は、次に掲げる文化的景観であつて、府又は市町村が保存及び修景（以下「保存修景」という。）のための計画の策定その他その保存修景のために必要な措置を講じていると認めるもののうち、府にとって重要なものを京都府選定文化的景観（以下「府選定文化的景観」という。）に選定することができる。

- (1) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内に存する文化的景観
- (2) 京都府景観条例（平成19年京都府条例第15号）

第12条第1項に規定する京都府景観資産として登録された区域又は同条例第15条に規定する景観府民協定の目的となる土地の区域内に存する文化的景観

- 二 前項の規定による府選定文化的景観の選定は、市町村からの申出に基づき行うものとする。ただし、文化的景観が景観法第8条第1項の規定により府が定めた景観計画区域内に存する場合は、市町村からの申出によらずに選定することができる。
- 三 前2項の規定による選定には、第7条第3項の規定を準用する。
- 四 第1項及び第2項の規定による選定は、その旨を告示するとともに、当該府選定文化的景観の存する市町村に通知して行うものとする。

(解除)

- 第65条 教育委員会は、府選定文化的景観が法第134条第1項の規定による重要文化的景観に選定された場合、府選定文化的景観としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、その選定を解除することができる。
- 二 前項の規定による選定の解除には、第7条第3項及び前条第4項の規定を準用する。

(保存修景)

- 第66条 教育委員会は、府選定文化的景観の良好な保存修景のため必要があると認めるときは、府選定文化的景観について、指導、助言その他その保存修景のため適当な措置を執ることができるものとし、府は、当該府選定文化的景観の選定の申出のあつた市町村に対し、その保存修景に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 二 前項の規定により補助金を交付する場合には、第18条第2項の規定を準用する。

(報告の徴収)

- 第67条 教育委員会は、必要があると認めるときは、当該府選定文化的景観の選定の申出のあつた市町村に対し、府選定文化的景観の現状、保存修景の状況その他の事項につき報告を求めることができる。

昭和34年12月25日 鳥取県条例第50号
改正：昭和49年6月10日、昭和50年12月20日、平成14年2月15日、平成17年2月18日、平成18年3月28日

第1章 総則

(定義)

- 第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群をいう。

第2章 県指定保護文化財

(指定)

- 第4条 教育委員会は、有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

- 二 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

- 三 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 四 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

- 五 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

(解除)

- 第5条 県指定保護文化財が県指定保護文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 二 前項の規定による指定の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

- 三 県指定保護文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定保護文化財の指定は解除されたものとする。

- 四 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び

鳥取県文化財保護条例

権原に基づく占有者に通知しなければならない。

- 五 第2項で準用する前条第3項の規定による県指定保護文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は指定書を20日以内に教育委員会に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

- 第6条 教育委員会は、県指定保護文化財の管理に関し、その所有者に対し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

- 第7条 県指定保護文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定保護文化財を管理しなければならない。
- 二 県指定保護文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に代り当該県指定保護文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 三 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 四 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

- 第8条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えて20日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 二 県指定保護文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

- 第11条 県指定保護文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 二 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 三 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する県指定保護文化財の管

理又は修理について指揮監督することができる。

(有償譲渡の場合の納付金)

- 第13条 県が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第11条第1項及び前条第3項の規定により補助金を交付した県指定保護文化財のその当時における所有者又は相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後当該県指定保護文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該県指定保護文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

- 二 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を、補助にかかる修理等を施した県指定保護文化財につき教育委員会が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、さらに当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定保護文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 三 補助にかかる修理等が行われた後、当該県指定保護文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(調査)

- 第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定保護文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定保護文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

- 第18条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定保護文化財に関しこの条例に基いてする教育委員会の勧告又は命令、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
- 二 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定保護文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第5章の2 県選定文化的景観

(選定)

- 第35条の2 教育委員会は、市町村の申出に基づき、

県又は当該市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第134条第1項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）であって、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

- 二 前項の規定による選定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第3項	権原に基づく占有者	権原に基づく占有者並びに第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村
--------	-----------	-------------------------------------

（解除）

第35条の3 教育委員会は、県選定文化的景観がその価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

- 二 県選定文化的景観について法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定があったときは、当該県選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

- 三 第1項の規定による選定の解除には、第4条第3項及び第4項の規定を、前項の場合には、第5条第4項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第3項及び第5条第4項	権原に基づく占有者	権原に基づく占有者並びに第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村
----------------	-----------	-------------------------------------

（滅失又はき損）

第35条の4 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届けなければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（管理に関する勧告）

第35条の5 管理が適当でないため県選定文化的

景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 二 教育委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。
- 三 第1項の規定による勧告に基づいてする措置のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
- 四 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第11条第3項及び第13条の規定を準用する。

（現状変更等の届出等）

第35条の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 二 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 三 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第1項の届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（管理等に関する補助）

第35条の7 県は、県選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧につき市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（準用規定）

第35条の8 第6条から第8条まで、第17条及び第18条第1項の規定は、県選定文化的景観について準用する。

3 都道府県文化財保護条例に基づく文化的景観選定状況（平成 25 年 3 月現在）

京都府

選定名称	所在地	面積	選定年月日	選定基準
京丹後市久美浜湾カキの養殖景観	京丹後市久美浜町字大向、字湊宮の各一部	約 470ha	平成 20. 3.21	1 (1)
福知山市毛原の棚田景観	福知山市大江町毛原の一部	約 105ha	平成 20. 3.21	1 (1) (6)、 2
和束町の宇治茶の茶畑景観	相楽郡和束町字石寺、字白栖、字撰原、字釜塚、字原山の各一部	約 96ha	平成 20. 3.21.	1 (1)
井手町大正池とその水源かん養林景観	綴喜郡井手町大字多賀小字原山、小字一ノ谷の各一部	約 78ha	平成 21. 3.24	1 (1) (6)、 2
綾部市グンゼの近代製糸産業景観	綾部市青野町膳所 1 番地ほか	約 3.5ha	平成 21. 3.24	1 (2)
向日市西ノ岡の竹の径・竹林景観	向日市物集女町長野、中海道及び寺戸町芝山の各一部	約 9.8ha	平成 22. 3.23	1 (1)
宮津市上世屋の山村と里山景観	宮津市上世屋	約 670ha	平成 22. 3.23	1 (1) (3)、 2
福知山市大原の産屋の里景観	福知山市三和町大原小字町、火ノ谷、宮の上の各一部	約 5.7ha	平成 23. 3.25	1 (3) (5)、 2
京丹後市久美浜湾沿岸の商家建築群と街なみ景観	京丹後市久美浜町小字古城山、殿町、西本町、新町、東本町、土居町、新橋、仲間町、十楽町、東山の各一部	約 15.7ha	平成 24. 3.23	1 (2) (3) (6)、 2

※ 京都府選定文化的景観選定基準（平成 19 年 4 月 20 日京都府教育委員会告示第 3 号）

- 1 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち府民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの
 - (1) 農林水産業に係る景観地
 - (2) 商工業に係る景観地
 - (3) 集落に係る景観地
 - (4) 交通に係る景観地
 - (5) 信仰・年中行事に係る景観地
 - (6) 歴史的事跡に係る景観地
- 2 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち府民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの